

千葉県医師少数区域等医師派遣促進事業実施要綱

平成27年 4月 1日制定
平成29年 1月18日一部改正
令和2年 4月 1日一部改正
令和3年11月17日一部改正
令和7年 1月17日一部改正

1 目的

本事業は、医師の派遣（出向等を含む。以下同じ。）が可能な医療機関（以下「派遣元医療機関」という。）が医師少数区域等の医療機関（県が別に定めるキャリア形成プログラム【新プログラム】で定める地域A群に該当する医療機関（県立病院を除く。）を指す。以下「派遣先医療機関」という。）へ医師の派遣を行うことにより、医師の地域偏在の改善や地域医療の基盤を支える医療機関の医師不足の解消を図ることを目的とする。

2 事業内容

この事業は、上記目的の達成のため必要と認められる場合に、派遣元医療機関は派遣先医療機関に対して、一定期間医師を派遣する。

千葉県は、派遣元医療機関に対して、千葉県医師少数区域等医師派遣促進事業補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で補助する。また、派遣先医療機関の開設者は、県の補助額の1/2（負担割合：県2/3、派遣先医療機関の開設者1/3）を派遣元医療機関に負担するものとする。

3 医師派遣の手続

（1）医師少数区域等の医療機関からの派遣依頼

医師不足の医師少数区域等の医療機関は、県に対し、別紙様式1「医師派遣依頼書」により医師の派遣依頼を行う。

（2）派遣元医療機関の登録

医師不足の医師少数区域等の医療機関に対し、医師の派遣を行うことができる医療機関は、県に対し、別紙様式2「派遣元医療機関登録票」を提出する。

（3）派遣先医療機関及び派遣元医療機関の決定

県は、次の「4 事業の対象とする派遣の考え方」に基づき、派遣先医療機関及び派遣元医療機関を決定する。

4 事業の対象とする派遣の考え方

千葉県は、次の観点から事業の対象とする派遣を選定する。

(1) 派遣先医療機関が、次の要件すべてに該当すること。

ア 医師不足に起因した診療機能の低下が認められること、又はおそれがあること。なお、医師不足に起因した診療機能の低下が認められること、又はおそれがあることとは、次のとおりとし、(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 医師不足に起因する非稼働病床や休止している診療科がある、又はそのおそれがある場合

①非稼働病床とは、医療法上の許可を得ているが、実際には入院できる状態にない病床をいう

②休止している診療科とは、医療法に基づく開設許可事項中である診療科で現に休止しているものをいう。また、対象診療科は、千葉県保健医療計画に基づく「がん」、「脳卒中」、「心筋梗塞等の心血管疾患」、「糖尿病」、「精神疾患」、「救急医療」、「災害時における医療」、「周産期医療」及び「小児医療」を主に担うものとする。

③おそれがある場合とは、医師の退職等が決まっている、かつ追加配置や新たな採用の目途が立たないなどにより、医師の勤務環境の悪化、診療科の休止や病床閉鎖の危険性が高まっていると客観的に判断できる場合をいう。

(イ) 医師不足により救急患者の受入れに支障が生じている、又はそのおそれがある場合

①救急患者の受入れに支障が生じている場合とは、救急を維持するのに必要な医師数が労働基準法に基づく勤務体制では維持できない場合をいう。

②おそれがある場合とは、医師の退職が決まっている、かつ、新たな採用の目途が立たないことなどにより、医師の勤務環境の悪化、救急を維持するのに必要な医師数が通常の勤務体制では維持できなくなる危険性が高まっていると客観的に判断できる場合をいう。

イ 医師の派遣により派遣先医療機関の診療機能の向上が期待できること。

ウ 医療従事者の勤務環境の改善が図られること。

エ 開設者は、本補助事業が終了後も医師確保が図られるような方策を作成すること。

オ その他、知事が必要と認める事項

(2) 派遣元医療機関が、次の要件すべてに該当すること。

- ア 派遣元医療機関が派遣する医師は、常勤として採用された医師であること。
 - イ 派遣元医療機関が派遣する医師は、千葉県医師修学資金の貸付けを受け、返還が猶予されている者ではないこと。
 - ウ 医師の派遣により、派遣元医療機関の診療機能の低下をきたさないこと。
- (3) その他
- ア 派遣形態は、常勤として一定期間継続して派遣する場合及び兼業許可等により定期的に非常勤職員として派遣する場合を対象とする。なお、非常勤医師数は、派遣人数を常勤換算して算出する。
 - イ 同一経営主体の病院間の派遣は対象としない。
 - ウ 新規に開始する派遣を優先的に取り扱うが、すでに開始している派遣を継続実施する場合についても補助対象として取り扱うこととする。
 - エ 派遣先医療機関の開設者が市町村、一部事務組合、又は地方独立行政法人である場合、派遣元医療機関に負担する財源は、市町村からの繰入金によるものとする。
 - オ 原則として、同一の派遣元医療機関から同一の派遣先医療機関への1つの診療科の医師の派遣に対する補助対象期間は、当該診療科へ最初に医師の派遣を行った時点を起算点として、最長3年間とする。

5 その他

(1) 派遣医師のキャリア支援

派遣医師は、医師キャリアアップ・就職支援センターでの医療技術研修を無料で受講できる。